

苫小牧工業高等専門学校ガス溶接技能講習に関する業務規程

規則第93号

制 定 平成21年10月26日
一部改正 平成25年5月14日
一部改正 平成28年12月20日
一部改正 令和元年8月1日
一部改正 令和3年9月29日

(目的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第77条第3項において準用する法第48条第1項前段の規定及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（平21・厚生労働省令55号）第23条第2項の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）が実施するガス溶接技能講習（以下「技能講習」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 技能講習は、学科講習及び実技講習によって行うものとし、本校に在籍する創造工学科機械系の学生を受講対象者として、本校における授業科目の一部として実施する。

- 一 技能講習の実施は、学科講習について1単位50名以下、実技講習について1単位10名以下として行うものとする。
- 二 1講習時間は45分とし、受講の出欠は本校の科目別出席簿にて管理し、講習を欠席した場合は補講を行う。
- 三 技能講習で使用する教科書は、次のものを標準とする。
 - ア 「ガス溶接・溶断作業の安全」（中央労働災害防止協会）
 - イ 「基本 機械工作（I）— 鋳造・溶接・塑性加工—」（日刊工業新聞社）
 - ウ 「機械実習1」（実教出版）

(修了試験)

第3条 修了試験は、学科講習の科目について筆記試験により行うものとし、試験時間は60分とする。

- 2 修了試験の試験問題は、技能講習の学科講師と十分に協議して3種類の問題（組合せによっては9種類）を作成するものとし、各科目（A～C）の配点は、次のとおりとする。
 - A ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 40点
 - B ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識 40点
 - C 関係法令 20点
- 3 解答方法は、四択式とするが、講習科目の内容を必要かつ十分に解答し得るようなものとする。
- 4 採点方法は、正解法を原則とし、合格は各科目の得点が配点の40%以上かつ全科目の得点の合計が60%以上である場合を合格基準とする。合格基準を満たさない場合は再度修了

試験を受験することができるが、年度内の受験回数は最大で3回までとする。

5 不正行為があった者は、不合格とする。

(技能講習に関する料金)

第4条 技能講習の講習料は、徴収しないものとし、教科書代金は、受講者による実費負担とする。

2 ガス溶接技能講習修了証(別紙第1号様式。以下「修了証」という。)の再交付又は書替えの手続料は、徴収しないものとする。

(講師等の選任及び解任)

第5条 技能講習の業務を管理する者(以下「実施管理者」という。)及び講師は、校長が法別表第20第16号及び「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」(平成16年3月19日付け基発0319009号)に規定する資格を有する本校の教職員から選任するものとする。

2 校長は、前項の規定により実施管理者及び講師(以下「講師等」という。)を選任できない場合は、本校教職員以外の者であって前項に規定する資格を有する者を外部講師として選任することができる。

3 校長は、講師等が次の各号のいずれかに該当するときは、講師等を解任するものとする。

- 一 第1項に規定する資格を喪失したとき
- 二 命令違反や社会的不信を招くような行為があったとき
- 三 その他、講師等自身のやむを得ない事由の発生したとき

4 校長は、講師を解任したときは、新たな講師等の選任及び任命を行う。

5 校長は、実施管理者を変更したときは、「登録教習機関に係る実施管理者変更届」(別紙第2号様式)により、北海道労働局長に報告するものとする。

6 校長は、講師を選任又は解任したときは、「登録教習機関に係る講師(選任・解任)届」(別紙3号様式)により、北海道労働局長に報告するものとする。

(科目及び時間)

第6条 ガス溶接技能講習規程(昭和47年労働省告示第110号)第2条に基づき、技能講習の科目及び時間は、次のとおりとする(1講習時間は45分とする)。

ア ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 6講習時間(4.5時間)で実施

イ ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識 5講習時間(3.8時間)で実施

ウ 関係法令 2講習時間(1.5時間)で実施

エ ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱い 9講習時間(6.8時間)で実施

2 技能講習の実施明細は、別表によるものとする。

(修了証の発行)

第7条 校長は、前条の講習時間を満たし、技能講習の修了試験に合格した者に対し、修了証を交付するものとする。

2 校長は、修了証の再交付又は書替えの申込みのあったときは、「ガス溶接技能講習修了証(再交付・書替)申込書」(別紙第4号様式)により受け付け、次条に定める「ガス溶接技能講習修了証交付台帳」(別紙第5号様式。以下「台帳」という。)と照合の上、再交付又は書替えを行うものとする。

(台帳)

第8条 校長は、技能講習修了者に関する必要な事項を台帳により作成するものとする。

2 修了証番号の記載は、年号に関わらず第1号から起算した連続番号を記載するものとする。

3 修了証と台帳には、契印を押印するものとする。

4 再交付又は書替えを行う場合は、備考欄に再交付又は書替えの区分及び交付年月日を記入し、契印を押印するものとする。

5 「ガス溶接技能講習実施記録簿」(別紙第6号様式)を作成し、台帳と併せて保存するものとする。

(実施結果報告)

第9条 校長は、「ガス溶接技能講習実施結果報告書」(別紙第7号様式)により、技能講習の実施結果を作成し、毎年5月末日までに北海道労働局長に報告するものとする。

(技能講習の事業計画)

第10条 校長は、「ガス溶接技能講習事業計画書」(別紙第8号様式)により、当該年度の技能講習に係る計画を作成し、毎年4月末日までに北海道労働局長に報告するものとする。

2 前項の事業計画書の内容のうち、公表が必要な事項については、掲示その他の方法により学生に周知するものとする。

3 校長は、第1項の事業計画書の内容を変更した場合は、変更後の事業計画書を作成し、その都度速やかに北海道労働局長に報告するものとする。

(技能講習の事業報告)

第11条 校長は、「技能講習等に関する事業報告書及び収支決算書」(別紙第9号様式)により、前年度の事業報告及び収支決算を作成し、毎年5月末日までに北海道労働局長に報告するものとする。

(関係書類の保存)

第12条 校長は、次表の左欄に掲げる関係書類を、当該表の右欄に定める期間保存するものとする。

- | | | |
|---|---------------------------------|----|
| 一 | 登録教習機関に係る実施管理者変更届(別紙第2号様式) | 5年 |
| 二 | 登録教習機関に係る講師(選任・解任)届(別紙第3号様式) | 5年 |
| 三 | ガス溶接技能講習修了証(再交付・書替)申込書(別紙第4号様式) | 5年 |
| 四 | ガス溶接技能講習修了証交付台帳(別紙第5号様式) | 永年 |
| 五 | ガス溶接技能講習実施記録簿(別紙第6号様式) | 5年 |
| 六 | ガス溶接技能講習実施結果報告書(別紙第7号様式) | 5年 |
| 七 | ガス溶接技能講習事業計画書(別紙第8号様式) | 5年 |

八 技能講習等に関する事業報告書及び収支決算書（別紙第9号様式） 5年

九 修了試験問題及び解答用紙 5年

（財務諸表等の謄本等の請求に係る費用）

第13条 技能講習に関する公文書の開示に当たっては、「情報公開の手数料に係る要項」（平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定）に基づき、手数料等を徴収するものとする。

（内部監査）

第14条 技能講習の適正な実施と公平性を保つため、校長が指名する者による内部監査を毎年1回6～7月に実施するものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年5月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この施行日において、機械工学科に在籍する学生に係る別表については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行し、令和元年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年9月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

表面

<p>注 意 事 項</p> <p>1. 本修了証は、大切にし、作業中は必ず携帯すること。 2. 本修了証を滅失し、又は損傷したときは再交付を受けること。 3. 「備考」の欄は本人においては記入しないこと。</p>	<p>ガス溶接技能講習修了証</p>
--	---------------------------

裏面

<p>第 号 年 月 日交付</p> <p>北労安教第103号</p> <p>苫小牧工業高等専門学校長</p>		<p>氏名</p> <p>年 月 日生</p>	
備考		現住所	

第2号様式（第5条関係）

登録教習機関に係る実施管理者変更届

登録教習機関の名称			
登録教習機関所在地			
事務所の名称 (出先機関の場合)			
事務所の所在地			
実施管理者変更内容		実施管理者変更年月日 年 月 日 新 実施管理者職氏名 旧 実施管理者職氏名	
実施管理者の変更理由			
登 録 区 分	技能講習又は実技教習名	登録年月日	登録番号
		. .	北労(安・衛)教第 号
		. .	北労(安・衛)教第 号
		. .	北労(安・衛)教第 号
		. .	北労(安・衛)教第 号
		. .	北労(安・衛)教第 号
		. .	北労(安・衛)教第 号
		. .	北労(安・衛)教第 号
		. .	北労(安・衛)教第 号
		. .	北労(安・衛)教第 号
添付書類	新実施管理者の氏名、学歴、職歴、実務経験等にかかる経歴は別添のとおり。 (実技教習に係る実施管理者については、労働安全衛生法別表第22に定める 条件に適用することが確認できるものであること。)		

年 月 日

登録教習機関代表者

印

北海道労働局長 殿

第3号様式（第5条様式）

登録教習機関に係る講師等（選任・解任）届

登録教習機関の名称			
登録教習機関所在地			
事務所の名称 (出先機関の場合)			
事務所の所在地			
登録区分等		() 技能講習・実技教習 登録年月日 年 月 日 登録番号 北労(安・衛)教第 号	
選任等の内容	講師 (名)	指導員 (名)	技能検定員 (名)
氏名及び 担当科目			
添付書類 (解任の場合 は不要)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 選任された講師等は、労働安全衛生法別表第20各号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件又は平成16年3月19日付け基発第0319009号別添6の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれに該当することによるのかを明らかにすること。 2. 「1」による条件に応じて、当該資格要件が確認できるもの（卒業証明書、実務経験証明書等）を添付すること。 3. 講師等が当該登録教習機関の労働者以外の者である場合は、その所属事業等を明らかにしたうえで、当該講師と登録教習機関の契約に係る書面の写し及び当該所属事業場の承諾書を添付すること。 		

年 月 日

登録教習機関代表者

印

北海道労働局長 殿

ガス溶接技能講習修了証（再発行・書替）申請書

年 月 日

苫小牧工業高等専門学校長 殿

卒業年月 年 月
氏 名
住 所

下記理由によりガス溶接技能講習修了証の再発行を申請致します。

申請理由

発行台帳

上記の申請者に対し、再発行してよろしいか伺います。

実施管理者	教務係長	教務係

発行番号	発行日	発行者	発送日

押印またはサイン

ガス溶接技能講習実施記録簿

苫小牧工業高等専門学校

作成日 年 月 日

実施年月日		科目	講習時間	講師の氏名・資格		備考

実施管理者氏名	Ⓧ	受講者数	修了者数

使用した教材等

【記入上の注意事項等】

- この記録簿は、実施管理者が責任をもって作成すること。
- 講師の資格欄は、労働安全衛生法別表第20「16 ガス溶接技能講習」に掲げる各講習科目に対応した「条件」欄の番号を記入すること。
- この記録簿は、ガス溶接技能講習実施後の「ガス溶接技能講習修了証交付台帳」と併せて保存すること。

第7号様式（第9条関係）

____年度（4月～3月）技能講習等実施結果報告

登録の区分	実施回数	受講者数	修了者数
	回	名	名
	回	名	名
	回	名	名
	回	名	名
	回	名	名
	回	名	名
	回	名	名
	回	名	名
	回	名	名
	回	名	名
	回	名	名
	回	名	名
	回	名	名
	回	名	名
	回	名	名

年 月 日

登録教習機関代表者

印

北海道労働局長 殿

年度ガス溶接技能講習事業計画書

実施時期 受講定員 修了予定者数		
実施場所		
種類	ガス溶接技能講習	
科目及び 時間	科 目	時 間
	A ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び 取扱いの方法に関する知識	時間
	B ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び 酸素に関する知識	時間
	C 関係法令	時間
	D ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱い	時間
技能講習の 講師又は指 導員及び技 能検定員の 氏 名	氏 名	担当科目

年 月 日

登録教習機関代表者

印

北海道労働局長 殿

Ⅱ 収支決算書（技能講習等区分 _____）

自 _____ 年 _____ 月 _____ 日～、至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

収 入	科 目	金 額 (円)	内 訳	
	受 講 料			
	そ の 他			
	合 計			
支 出	科 目	金 額 (円)	内 訳	
		合 計		
	差 引 残 額			使途予定

注1 事業報告書は、実施期間及び実施場所ごとに記入するものとし、講習区分ごとに別葉とすること。

注2 収支決算等については、登録された講習の区分ごとに作成すること。